

令和2年11月11日

学生各位

学 長

### 冬季の感染症予防・発熱症状等出現時の対応について

標記のことについて、下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

今年度は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時に流行する可能性がありますので、感染予防の徹底をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 予防と体調管理について

- ・バランスのとれた食事の摂取、適度な運動、良質な睡眠をとり、体調管理を行う。
- ・手洗い、マスクの着用、咳エチケット・換気等の感染防止対策を徹底する。
- ・インフルエンザ予防接種を受ける（卵アレルギーなどの格別な理由のある人は除く）。インフルエンザ予防接種についてのご相談は、保健室で受け付けています。

##### 2. 発熱・咳・鼻水などの症状が現れた場合

- ・症状が現れた時点で、登校せず、保健室・チューターに連絡する。（電話：0836-88-4507）  
症状や行動歴により、（1）経過観察 （2）受診 （3）コロナ相談窓口の案内があるので、その指示に従う。

###### （1）経過観察の場合

- ・経過観察期間は、健康観察表に基づき毎日体温の測定と健康チェックを行い保健室に報告する。
- ・症状がある期間は、大学には登校せず、学内者との接触を避け自宅待機とする。
- ・保健室との健康観察で、症状が治まったことを確認し、学校医と協議を行ったうえで経過観察を終了する。
- ・大学の指示で自宅待機となり、授業に出席できなかった場合は、チューター・授業担当教員と協議し、配慮を検討する。

###### （2）受診が必要な場合

- ・有症状期間は、健康観察表に基づき毎日体温の測定と健康チェックを行い保健室に報告する。

###### ①風邪の場合

- ・受診後は、主治医の意見に従いながら保健室でも健康観察を実施する。
- ・主治医の意見、学校医の意見より、健康観察期間・自宅待機期間・登校許可日を決定す

る。

- ・大学の指示で自宅待機となり、授業に出席できなかった場合は、チューター・授業担当教員と協議し、配慮を検討する。

#### ②インフルエンザの場合

- ・受診後は、主治医の意見に従い、学校保健安全法\*1による出席停止期間は公欠扱いとする。(要事務手続き)

\*1：登校可能日は、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過した日

#### (3) コロナ相談窓口にご相談した場合

##### ①一般病院受診となった場合

- ・前記の(2)受診が必要な場合に準ずる。

##### ②PCR検査が必要な場合

- ・PCR検査の結果が判明するまで、大学には登校せず、自宅待機とする。
- ・健康観察表に基づき毎日体温の測定と健康チェックを行い保健室に報告する。

#### 検査の結果、陰性となった場合

- ・保健所による自粛の有無に係わらず経過観察期間として1週間程度\*2は大学には登校せず、学内関係者との接触を避け、自宅待機とする。

\*2：自宅待機の期間は、感染者との濃厚接触の程度などを参考とし、学校医と協議し決定する。

- ・症状が1週間以上継続する場合は、保健室での健康観察を継続する。健康観察中は大学には登校せず、自宅待機とする。
- ・保健室では、学生の症状が治まったことを確認のうえ、学校医と協議を行ったうえで経過観察を終了する。

#### 検査の結果、陽性となった場合

- ・保健所の指示に従い対応する。
- ・医療機関退院後、保健所による健康観察がある場合、同期間、大学でも健康観察を継続する。
- ・保健所による健康観察がない場合は、退院後1週間は経過観察期間として大学に登校せず、学内関係者との接触を避け、自宅待機とする。
- ・学生は、健康観察表に基づき毎日体温の測定と健康チェックを行い保健室に報告する。
- ・有症状期間は、大学には登校せず、学内者との接触を避け、自宅待機とする。
- ・保健室では、症状がある期間は健康観察を継続し、学生の症状が治まったことを確認し、学校医と協議を行ったうえで経過観察を終了する。

以上